

国際日本文化研究センターの安全保障輸出管理の運用に関する申合せ

平成 24 (2012) 年 9 月 19 日 決 定
令和 8 (2026) 年 8 月 6 日 最終改正

国際日本文化研究センター（以下「本センター」という。）は、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年 12 月 1 日法律第 228 号）、輸出貿易管理令（昭和 24 年 12 月 1 日政令第 378 号）及び人間文化研究機構が定める安全保障輸出管理に係るガイドラインに基づく運用について、次のように申し合わせる。

1. 本センター教職員及び関係者が行うすべての技術の提供並びに資産の外国送付及び外国出張に伴う持ち出し（以下「輸出品等」という。）に適用する。
2. 輸出品等があるときは、あらかじめ輸出管理担当部署に相談するとともに、管理部財務課に当該資産等の名称及び持ち出す時期等を明らかにしなければならない。
3. 輸出管理担当部署との相談の結果、該非審査が必要と確認されたときは、管理担当部署に事前確認シートその他、該非確認書及び該当証明書等の判定証拠資料等の必要な書類を揃えて申請を行うこととする。なお、判定証拠資料については、管理部財務課を通じて納入業者に請求することとする。
4. 上記審査の結果、経済産業省への許可申請が必要と確認されたときは、上記の書類の他に輸出等許可申請依頼書を作成し、輸出管理担当部署に提出するものとする。
5. 輸出管理担当部署との相談の結果、例外規定のものと確認されたときは、該非審査を行わない。
6. 安全保障輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、本センターに輸出管理責任者を置き、所長をもって充てる。また、必要に応じ、輸出管理者を置き、研究担当の研究調整主幹をもって充てる。
7. 輸出管理担当部署は、理解度を高めることに努め、本センター教職員及び関係者への周知を行うこととする。
8. 輸出管理担当部署の業務は、国際研究推進部研究協力課において行う。

附則

この申合せは、平成 24 年 9 月 19 日から適用する。

附則

この申合せは、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この申合せは、令和 4 (2022) 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この申合せは、令和 8 (2026) 年 8 月 6 日から適用する。